

障害福祉サービスについて

しょうがいしゃ そうごう し えん ほう

障害者総合支援法

「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」の施行により、平成 25 年 4 月から「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」となりました。

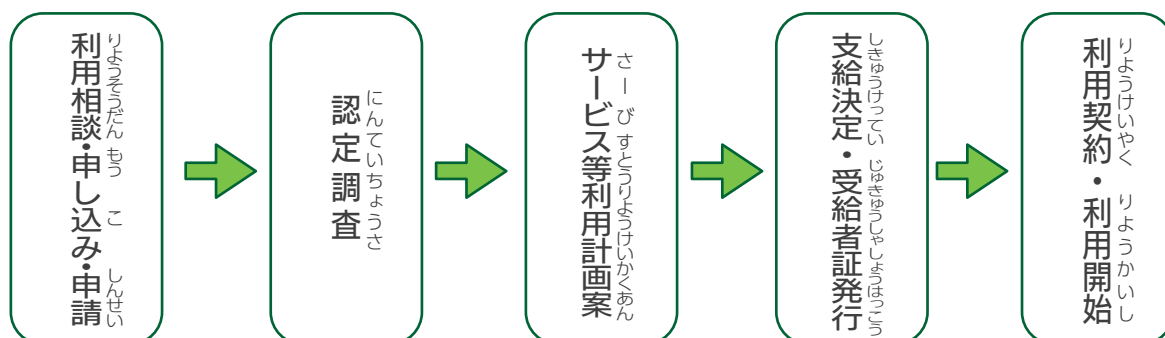
しょうがいしゃ そうごう し えん ほう しょうろう し えん かん しょうがいふくし さーびす 障害者総合支援法における就労支援に関する障害福祉サービス

- 1 就労移行支援事業
- 2 就労継続支援事業
 - ・就労継続支援 A 型事業（雇用型）
 - ・就労継続支援 B 型事業（非雇用型）
- 3 就労定着支援事業
- 4 自立訓練（生活訓練）事業

しょうがいふくし さーびす りよう てつづ 障害福祉サービスの利用の手続き

- ① サービスを希望する方は、お住いの区市町村の窓口にご利用したいサービスを伝え、申請します。
- ② 申請後、自治体の職員からの現在の生活状況や働く意欲などについて認定調査を受けます。
- ③ サービスの利用申請をした方（利用者）は、指定特定相談支援事業者等が作成した「サービス等利用計画案」を区市町村に提出します。
- ④ 利用が認められた場合には、自治体から「受給者証」が公布されます。
- ⑤ 利用を希望している事業所に「受給者証」を持参して、利用契約を交わすことで、サービス利用が開始されます。

しょうがいふくし さーびす りよう すてっぷ
＜障害福祉サービス利用にあたってのステップ＞



お問い合わせ

しょうがいしゃふくし か そうごうそうだんたんとう
障害者福祉課 総合相談担当
TEL (5211)4217 FAX (3556)1223
E メール shogaishafukushi@city.chiyoda.lg.jp

職業準備性と職業準備性のピラミッド

『職業準備性』とは、職業に就くための特別な技術・資格ではなく、職種や障害の有無を問わず働く上で必要とされるものです。職業生活を始めるために必要な条件が用意されている状態のことで、働くことについての理解・生活習慣・行動遂行能力や対人関係のスキルなど基礎的な能力が挙げられます。働き続けやすくなるためには、「健康管理」「日常生活管理」「対人技能」「基本的労働習慣」「職業適性」の5つの事柄に対する能力が必要となります。

まず、自分がしっかりできている部分と、不十分な部分を知ることが大切で、不十分なところがあれば、工夫をしてみる、意識してみる、訓練を積むなど『職業準備性』を高めていくことに取り組みます。

図1は「職業準備性のピラミッド」と呼ばれているもので、障害の有無に関わらず、就業する上で必要とされる5項目を並べています。この図は、適性のある職業に就いたとしても、どんなに作業能力が高くても、ピラミッドの底辺から順にしっかりと備わっていないと離職につながりやすい可能性を示しています。5項目すべてが整っていないからといって、就労ができないわけではなく、様々な支援や工夫を受けることで補うことは可能です。

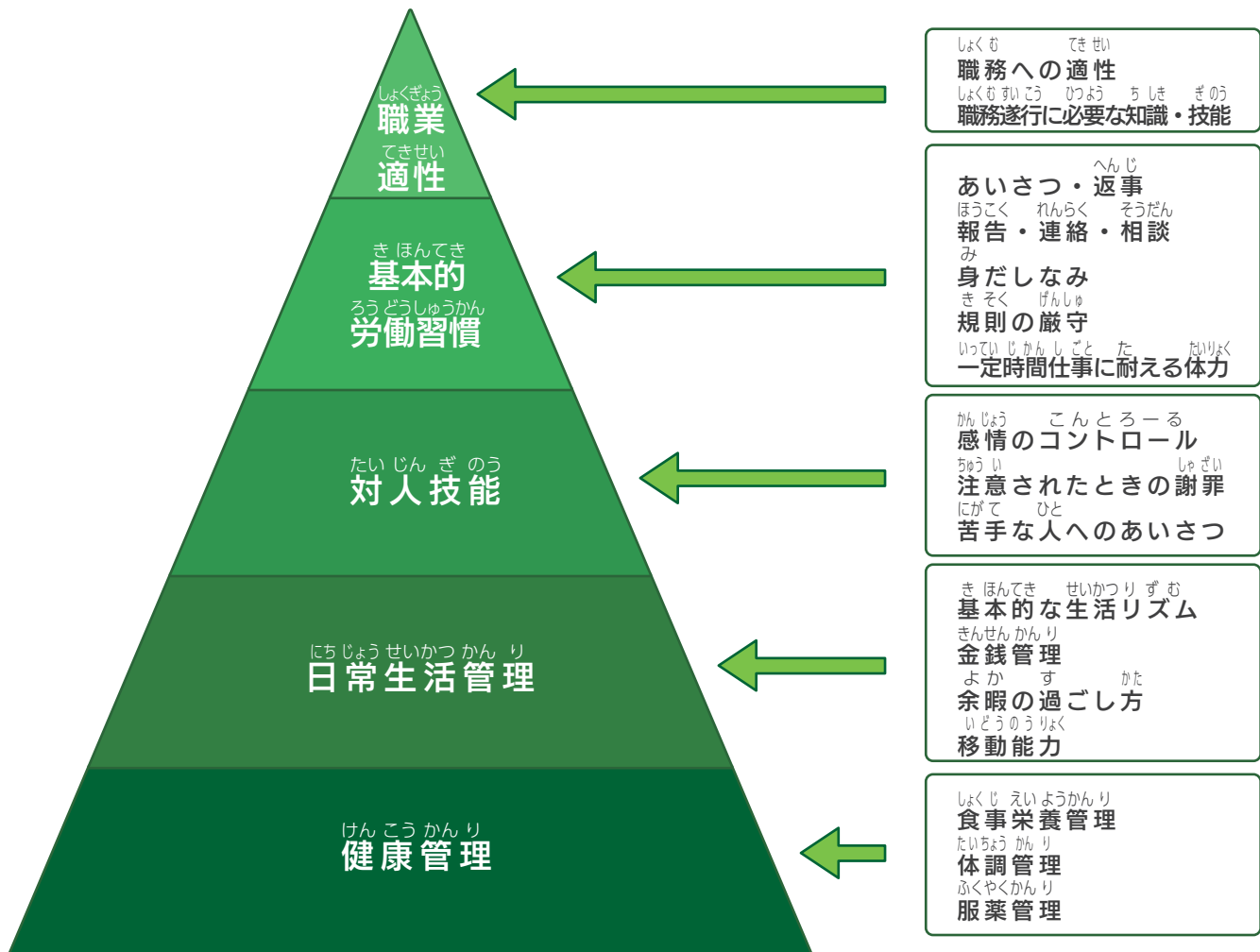


図1 職業準備性のピラミッド

出典：(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 就労支援ハンドブック

I. 健康管理

① 障害の理解（自分の障害の特性について）

自分の障害を理解することは、起こりうる病気の予防や対処に繋がります。また、自分の障害やそのために必要な配慮などを他者にきちんと説明できることで、周囲の理解や協力を得やすくなります。

② 健康維持（体調管理）

日常生活を健康に送ることが就労のための基盤となります。そのため、定期的な通院や服薬管理も大切になります。

II. 日常生活管理

内容は、規則正しい生活習慣や金銭管理や余暇の過ごし方などになります。

III. 対人技能

職場の障害理解、職場でのコミュニケーション、協調性となります。感情のコントロールや注意されたときの謝罪の仕方、苦手な人への挨拶などがあげられます。

IV. 基本的労働習慣

障害の有無を問わず、社会人として仕事をするためには、基本的労働習慣が求められます。ビジネスマナーの基礎知識、報告・連絡・相談を常に心がけること、規則の厳守が求められます。

V. 職業適性

「職業適性」とは業務を行うために必要な能力を指します。業務処理能力、正確性、作業スピード、持続力などが求められます。（仕事の内容により求められる能力は異なります。）